

令和 2 年 7 月 3 日

都道府県医師会

労災保険担当理事 殿

日本医師会常任理事

長 島 公 之

公益財団法人 労災保険情報センターが行う振興助成事業（令和 2 年度）

公益財団法人 労災保険情報センター（R I C）の事業として、平成 1 0 年度より実施されてきております「振興助成事業（旧：共済事業振興助成金制度）」につきましては、本年度も、昨年度と同様に下記のとおり実施されますのでご連絡申し上げます。

振興助成事業は、平成 2 6 年度より、助成額の上限を 1 0 0 万円とし、1 回の研修につき、参加人数に応じて 5 0 ～ 1 0 0 万円の助成が可能となっております。（助成金の申し込みにつきましては、R I C 労災医療部にご申請いただくこととなっております。）

つきましては、本事業の趣旨をご理解いただき、本年度におきましても是非ともご活用いただきたくお願い申し上げます。

なお、本事業の適用に当たっての詳細につきましては、R I C 労災医療部までお問い合わせいただきますよう併せてお願いいたしますが、新型コロナウイルス感染症拡大予防対策等の観点から、例えば、離れた会場をテレビ会議システムでつないで行う研修も対象となることを念のため申し添えます。

記

【振興助成事業 概要】

1. 助成の対象となる研修

助成の対象となる研修は、都道府県医師会が開催する研修であり、研修内容は次のいずれかに該当するものとする。

- (1) 労災医療に関する学術的研修
- (2) 労災保険法関係法規に関する研修
- (3) 労災医療の最新の動向等に関する研修

2. 助成額等

- (1) 助成の額は年間 1 0 0 万円を上限とする。ただし、一回の研修につき、参加人数に応じて次のとおりとする。
 - ① 80 人以上の場合 100 万円
 - ② 50 ～ 79 人の場合 80 万円
 - ③ 49 人以下の場合 50 万円
- (2) 助成の対象となる経費

- ①講師謝金
- ②講師旅費
- ③会場借上料（会場費、（飲食費は対象外）、機器使用代金、空調費）
- ④教材費（図書購入代金）
- ⑤通信運搬費（郵便料金・運送費）
- ⑥印刷費（資料・案内状・プログラム印刷費）
- ⑦雑費（たれ幕・看板等作成費等必要不可欠なもの）

3. 助成金の申し込み等

- (1) 都道府県医師会は、助成金の申し込みを行う場合には、助成金申込書を作成し、研修実施計画書を添付して、R I C理事長に提出する。但し他の研修と同時開催の場合は本研修に係る経費のみを研修実施計画書に記載するものとする。
- (2) R I C理事長は、助成金申込書及び研修実施計画書の内容を審査のうえ、日本医師会と協議し、その後各都道府県医師会に助成金の内容を書面にて通知し、資金を交付する。
資金の交付は、原則として研修の実施前に行うこととしているが、交付に要する期間は研修の申し込みを受けてから2カ月程度かかる。
- (3) 当該年度における助成金の申し込みは4月1日から翌年の1月31末日までとする。

4. 研修結果報告

- (1) 都道府県医師会は、研修の終了後、研修結果報告書を作成し、日本医師会を経由し、研修実施日から2か月以内にR I C理事長へ提出するものとする。
- (2) 都道府県医師会は、振興助成金交付基準を満たさず助成の額が減額になる場合及び交付した助成金が支出した経費の額を上回る場合には、その差額をセンターに返還するものとする。

5. 委任

助成金制度に関し必要な事項は、労災診療補償保険支援事業運営委員の意見を聞き、R I C理事長が別に定めるものとする。